

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

長い迷いの中から宮里藍が納得できる自分のスタイルを見つけ出しました。情報が多すぎて考えすぎる。結果を求めすぎて重圧を受ける。自分を見失う。最低限の情報のみを受け入れ、これまでの思考をシンプルにするよう心がけました。石川遼は同じスコアで並んだ選手のバットの瞬間、相手の自滅を期待するのではなく、心の中で「入れてこいっ」とつぶやくことで、事前に最悪の状況に対応できる準備をしています。どんな状況でも、結果にとらわれず、重圧に負けず、感情を抑え、やるべきことを淡々とこなす。重要なのは集中力です。

私の書棚より

- 税金を投入しなければ成り立たない太陽電池は、経済的にも意味がないし、日本の将来のエネルギーにならない。
- 石油は天然資源の値段を吊り上げるために埋蔵量は少なめに発表され、反対に生産割当を多めに得るために、多めの埋蔵量が発表されるので、実際の量は闇の中ということになります。

「偽善エネルギー」
武田邦彦著 幻冬舎新書

税務アンテナ

□住宅借入金等特別控除は、生計を一にする親族の中古住宅を取得し、かつ、その取得後もその親族と生計を一にする場合には、適用を受けることができません。ただし、購入後、生計を別にしたたり、生計を別用している親族から購入する場合には、適用を受けることができます。また、単身赴任等親のやむを得ない事情で、生計を一にする親族と日常の起居を共にしなくなった場合でも、親族が引き続き居住し、そのやむを得ない事情が解消した後、本人が再びその家屋を居住の用に供することが認められるときには、本人がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

□法人が従業員で構成される親睦会やサークルの活動を支援するために支出する費用は、原則として福利厚生費で損金算入できます。ただし、その事業経費の相当部分を法人が負担し、かつ、①一定の資格を持つ役員や使用人がその団体の役員に選任されることになっていること②その団体の事業計画や運営に関する重要案件の決定に、法人の許諾を要する等法人が業務の運営に参画していること③法人が施設の大部分をその団体に提供していること、のいずれかに該当する場合には、その団体は法人の一部とみなされ、純資産の残高を簿外資産として、申告加算しなければなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

| | |
|-----|---|
| 10日 | ○12月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日) |
| 20日 | ○特例適用者の7月～12月分の源泉所得税の納付 |
| 31日 | ○11月決算法人の確定申告 ○22年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○22年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 (休日につき2月1日) |

| | |
|-----|---|
| 31日 | ○源泉徴収票の交付 ○支払調書の提出 ○償却資産の申告 ○給与支払報告書の提出 (休日につき2月1日) ○1月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日) |
|-----|---|

今月の贈る言葉『人生の目的とは、目的を持つ人生である』 by ロバート・ハーン